

# 重要事項説明書

当事業所は、介護保険法の規定に基づき指定を受けています。

(岡山県指定 事業所番号 3313310199)

哲西町診療所があなたに提供するサービスは以下のとおりです。説明にあたり介護保険証を確認させていただきます。

## 1. 事業所概要

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 事業所名      | 社会医療法人 哲西会 哲西町診療所 |
| (2) 所在地       | 岡山県新見市哲西町矢田3604番地 |
| (3) 電話番号      | 0867-94-9224      |
| FAX番号         | 0867-94-9224      |
| (4) 代表者氏名     | 所長 土井 浩二          |
| (5) 指定年月日     | 平成13年11月1日        |
| (6) サービス種類    | 訪問リハビリテーション       |
| (7) サービス提供責任者 | 佐藤 恭平 (さとう きょうへい) |
| (8) 事業の目的     |                   |

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じた可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、状態に応じた機能回復訓練を提供します。

### (9) 運営方針

事業実施にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、努力と理解のもとに適切な運営を図ります。

### (10) 通常の事業実施地域 新見市哲西町地域

### (11) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8:30～17:00

ただし、祝祭日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

## 2. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

医師	3名	(管理者)
看護師	5名	
理学療法士	2名	
作業療法士	1名	

### 3. 利用料金等

#### (1) サービス内容と利用料金

別紙

#### (2) 交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費については、1回600円の実費を徴収する。

### 4. 支払い

当診療所は、翌月中旬（毎月10日前後）までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。

毎月の利用料は翌月末までに窓口へ現金でお支払いください。

### 5. 契約期間

この契約の勇往期間は、契約の締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了をもってこの契約期間の満了日とします。ただし、契約満了日の7日前までに事業者とご契約者といずれから意義がないときは、この契約は更に同じ条件で更新されたものとみなし、囲碁も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

①ご契約者が死亡した場合

②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

③当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

④ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合

⑤事業者から契約解除を申し出た場合

### 6. 事故発生時の対応及び損害賠償

事故発生の際は関係機関に連絡して対応します。

事業所側に故意又は過失がある場合には、速やかにご契約者（利用者）の損害を賠償します。ただし、利用書側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減ずることがあります。

## 7. サービス内容に関する苦情申し立て窓口

①管理者 土井 浩二

相談窓口 河村 智子

〒719-3701

岡山県新見市哲西町矢田3604番地

電話：0867-94-9224

②行政機関その他苦情受付期間

新見市役所 哲西支局市民福祉課	所在地	新見市哲西町3604
	電話番号	0867-94-2112
	受付時間	月～金曜日 8時30分～17時
国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市桑田町17番5号
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	月～金曜日 8時30分～17時
新見市役所市民生活部 高齢者支援課 介護保険係	所在地	新見市新見310-3
	電話番号	0867-72-3143
	受付時間	8時30分～17時

## 8. 事故発生時の対応

サービスの実施中に利用者の身体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに応急の措置を講ずるとともに、市町村、家族、居宅介護支援事業者、管理者に報告します。

## 9. 秘密保持について

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は漏らしません。

ただし、次のような事例でご契約者（利用者）の個人情報やご契約者（利用者）の家族の個人情報を用いる場合があります。

### 【当事業所の内部での利用に関わる事例】

①当該事業所が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス

②介護保険事務

③介護サービスのご契約者（利用者）に係る事業所等の管理運営業務のうち、会計管理、事故等の報告、当該ご契約者（利用者）の介護サービスの向上

④介護関係事業者の管理運営のうち、介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

### 【他の事業者等への情報提供を伴う事例】



